

令和 5 年 度

魚津市財政健全化判断比率及び資金不足比率
審 査 意 見 書

魚 津 市 監 査 委 員

監査第 19 号
令和 6 年 8 月 8 日

魚津市長 村椿 晃 様

魚津市監査委員 佐伯 進

魚津市監査委員 佐竹 昭英

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 5 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和5年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月23日～令和6年7月30日

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。また、必要な事項については、関係職員から説明を求めて審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位:%)

健全化判断比率	R5年度	R4年度	早期健全化基準	R4年度類似団体(I-2)平均値	R4年度全国市区町村平均値	R4年度富山県内市町村平均値
①実質赤字比率	—	—	13.24	—	—	—
②連結実質赤字比率	—	—	18.24	—	—	—
③実質公債費比率	11.3	10.8	25.0	8.4	5.5	10.7
④将来負担比率	73.5	76.7	350.0		8.8	55.9

(単位:%)

比率名	会 計 名	R5年度	R4年度	経営健全化基準
⑤資金不足比率	水 道 事 業 会 計	—	—	20.0
	下 水 道 事 業 会 計	—	—	
	水 族 館 事 業 特 別 会 計	—	—	

① 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率のことであり、令和5年度の実質赤字比率は、前年度と同様に実質収支額が黒字で、実質赤字を生じなかったため算出されなかった。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一般会計、特別会計及び公営事業会計のすべてを対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率のことで、令和5年度の連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字を生じなかったため算出されなかった。

③ 実質公債費比率

令和5年度の実質公債費比率は11.3%となっており、前年度と比較して0.5ポイント高い。早期健全化基準の25.0%を大きく下回っており、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準である18.0%未満となっている。なお、令和4年度の富山県内市町村平均値は、10.7%、全国市区町村平均は、5.5%、類似団体の平均値は、8.4%である。

④ 将来負担比率

令和5年度の将来負担比率は73.5%となっており、前年度と比較して3.2ポイント低く、早期健全化基準の350.0%を下回っている。なお、令和4年度の富山県内市町村平均値は、55.9%、全国市区町村平均は、8.8%である。

⑤ 資金不足比率

資金不足比率は、資金不足額の事業規模に対する比率のことで、令和5年度の各会計における資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がなく、資金不足比率は算出されなかった。

5 審査の意見

令和5年度の各比率については、該当せず算出されないか若しくは早期健全化基準を下回っている状況にある。

実質公債費比率は、統合小学校建設にかかる元利償還金がピークを迎えたほか、臨時財政対策債の減少などにより、0.5ポイント悪化している。

将来負担比率は、臨時財政対策債が減少したものの、基金の積立てや地方債残高の減少したことなどにより、3.2ポイント改善している。

しかしながら、室内温水プール建設工事が始まっていることや新庁舎整備等の大型事業が予定されており、比率は悪化していくと思われる。

引き続き、物価高騰など社会環境の変化に柔軟に対応するとともに、公共施設及び道路、水道等の老朽化に対する補修など中長期的な展望に立ち、計画的に事業を実施していく必要がある。今後とも、指標の推移に留意され、健全で持続可能な財政運営に努められたい。

